

## 千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程

平成9年12月26日水道局管理規程第12号  
改正平成16年4月1日水道局管理規程第12号  
改正平成31年4月1日水道局管理規程第11号

### (趣 旨)

第1条 この管理規程は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の規定により千葉県企業局長（以下「局長」という。）が指定した指定給水装置工事事業者に関し必要な事項を定めるものとする。

### (指定給水装置工事事業者指定書の交付等)

第2条 局長は、法第16条の2第1項の指定をしたとき、又は法第25条の3の2第1項の指定を更新したときは、指定給水装置工事事業者指定書（別記第1号様式。以下「指定書」という。）を交付する。

2 指定給水装置工事事業者は、指定の更新の決定がなされたとき、又は指定が失効したときは、局長に効力を失った指定書を返納するものとする。

3 指定給水装置工事事業者は、事業を廃止しようとするとき、又は指定の取消しを受けたときは、局長に指定書を返納するものとする。

4 指定給水装置工事事業者は、事業を休止しようとするとき、又は指定を停止されたときは、局長に指定書を提出するものとする。

5 局長は、指定給水装置工事事業者が事業の再開を届け出たとき、又は指定の停止期間が経過したときは、指定書を返還するものとする。

6 指定給水装置工事事業者は、指定書を汚損し、又は紛失したときは、再交付を求めることができる。

### (指定の停止)

第3条 局長は、指定給水装置工事事業者が法第25条の11第1項各号のいずれかに該当する場合において、当該指定給水装置工事事業者に特段の事情があると認めるときは、指定の取消しに代えて、6月以内の期間を定めて指定を停止することができる。

### (指定等の公示)

第4条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度千葉県報により公告し、又は千葉県企業局のウェブサイトへの掲載により公示するものとする。

- 一 指定給水装置工事事業者の指定をしたとき。
- 二 指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたとき。
- 三 指定給水装置工事事業者の指定が失効したとき。
- 四 指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止、又は再開の届出があったとき。
- 五 指定給水装置工事事業者の指定を取り消したとき。
- 六 指定給水装置工事事業者の指定を停止したとき。

### **（修繕工事の施行）**

第5条 指定給水装置工事事業者は、給水を受ける者から給水装置又は受水槽に接続する装置の修繕に係る工事の依頼を受けたときは、速やかに施行するものとする。

### **（修繕工事の報告）**

第6条 指定給水装置工事事業者は、給水装置の修繕に係る工事を施行したときは、直ちに給水装置修繕報告書（別記第2号様式）を局長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定給水装置工事事業者は、使用水量に影響のない給水装置の修繕に係る工事を施行したときは、給水装置修繕報告書を工事を施行した月の翌月10日までに局長に提出しなければならない。

### **（指定給水装置工事事業者等審査委員会）**

第7条 千葉県企業局に次の各号に掲げる事項を審査するため、指定給水装置工事事業者等審査委員会を置く。

- 一 法第25条の11第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定の取消しに関すること。
- 二 第3条の規定による指定給水装置工事事業者の指定の停止に関すること。
- 三 前各号に掲げるもののほか局長が必要と認める事項

2 指定給水装置工事事業者等審査委員会の組織、運営その他必要な事項は、局長が定める。

### **（書類の経由）**

第8条 法に基づき指定給水装置工事事業者が局長に提出する書類は、水道事務所長（千葉県企業局組織規程（昭和34年千葉県水道局管理規程第3号）第2条第3項に規定する水道事務所の長をいう。以下同じ。）を経由しなければならない。

2 第6条に規定する給水装置修繕報告書は、所轄水道事務所長を経由しなければならない。

### **附 則**

#### **（施行期日）**

1 この管理規程は、平成10年4月1日から施行する。

（給水装置工事の施工範囲を定める規程等の廃止）

2 次に掲げる管理規程は、廃止する。

(1) 給水装置工事の施工範囲を定める規程（昭和46年千葉県水道局管理規程第15号）

(2) 千葉県水道局指定工事店規程（昭和46年千葉県水道局管理規程第16号）

### **附 則**

この管理規程は、平成16年4月1日から施行する。

### **附 則**

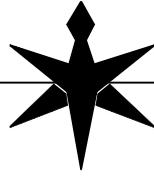
この管理規程は、平成31年4月1日から施行する。

### **附 則**

この管理規程は、令和元年10月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式 (第 2 条第 1 項)



指定給水装置工事事業者指定書

氏名又は名称  
住 所  
代表者氏名

指定第 号

水道法第 16 条の第 2 第 1 項の規定  
により千葉県企業局指定給水装置工  
事事業者指定する。

有効期限 年 月 日

年 月 日

千葉県企業局長



第2号様式 (第6条)

給水装置修繕報告書

千葉県企業局長様

所在地  
 指定給水装置工事事業者名  
 代表者氏名  
 給水装置工事主任技術者氏名



千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程第6条 (第1項の規定により、  
 第2項の規定により 年 月分の修繕について、) 次のおり報告いたします。

水栓番号	工事場所	使用者名	工事内容	使用材料名 使用数	施行月日	摘要

II-2-4